

【ジェンダー平等】

1. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現を求める取り組み

社会が内包するジェンダー不平等について、様々な角度からの是正を求める取り組み。あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

重点項目 29 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）(※)」の浸透をはかるとともに、次期改訂時には国際標準となっている「203050」を目標に設定し、その実現に向けた具体的取り組みを進めること。

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。そのためにも事業所等において、男女共同参画社会の意義と理念について積極的な周知および推進の核となる組織の充実が進められるよう働きかけるとともに、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消をはかるために必要な情報収集・確保のため、SOGI に配慮した統計データについて取り組みを進め、結果の公表を進めること。

※横浜市：第5次横浜市男女共同参画行動計画

川崎市：第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

相模原市：第3次さがみはら男女共同参画プラン

[神奈川県労働局]

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。そのためにも事業所等において、男女共同参画社会の意義と理念について積極的な周知および推進の核となる組織の充実が進められるよう働きかけるとともに、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消をはかるために必要な情報収集・確保のため、SOGI に配慮した統計データについて取り組みを進め、結果の公表を進めること。

重点項目 30 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川県労働局]

改正労働施策総合推進法の施行を踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントはもちろん、インターンシップや就職活動時を含むあらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・

バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

重点項目 31 〈補強〉

[神奈川県]

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。県内在住のすべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた調整および取り組みを進めるとともに、神奈川県における権利行使の一元化や都道府県間連携に向け、県としての制度導入を検討すること。

さらに、ファミリーシップ制度についても、すでに横須賀市で制度導入が行われていることを踏まえ、制度の確立に向けた取り組みを進めること。

[横浜市、川崎市、相模原市]

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、制度の相違により連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、連携に向けた取り組みを進めること。また、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

一般項目

- 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。
- 男性の育休取得率や取得期間には、業種・企業規模間で依然として格差がある。中小企業を対象に、男性育休の取得・延長や短時間勤務制度の導入に伴う代替要員確保、賃金補填への奨励金を拡充すること。
- 公共調達や認証制度に男性育休取得率だけでなく、平均取得期間や両立支援体制の整備状況、職場復帰後のフォロー体制等を含めた総合的な評価項目を位置付け、達成企業を加点評価する仕組みを導入すること。
- 「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないように、部分休業枠の拡充など、必要な対策を講じること。
- 「育児と介護」のダブルケアを担う労働者が増加している。介護離職を防止し、若年者の継続就業を支援する施策を実施すること。
- 男性の育児休暇取得期間の長期化を見据え、環境変化による不安等の解消を積極的にはかるため相談窓口の拡充、周知広報を十分に行うこと。
- 議会における働き方改革を進め、選挙運動期間、議員としての活動期間を通して性別を問わず家庭と仕事との両立が可能となるよう検討を進めること。
- 人権としての性を尊重し、性の商品化の氾濫について、新たなメディアなどにも自主規制を促すとともに、相談窓口の設置および充実をはかり、性の商品化を許さない社会風土を確立すること。

- 各人がその人らしく生きる力を獲得するため、「人間関係、ジェンダー理解、性暴力についての理解とその予防方法、人間のからだの発達、性と生殖に関する健康」など8つをコンセプトとしてユネスコが提唱する包括的性教育を推進すること。
- 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし、普及啓発を充実すること。